

# 公益財団法人津山スポーツ振興財団 表彰規程

第1条 この規程は、公益財団法人津山スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が定款第4条2号の目的達成のために行う、本市のスポーツ振興に寄与した個人または団体を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この表彰は、次の各号に該当するものについて行う。

(1) 功 労 者

- ア 財団及び津山市体育協会・津山市体育協会加盟団体・スポーツクラブ（以下「各種団体」という。）の役員として、長年にわたりスポーツの振興に功績のあった者
- イ 優秀選手の育成指導に特に功績のあった者
- ウ その他特にスポーツの振興に功績のあった者

(2) 栄 誉 選 手

当該年度にオリンピック大会、パラリンピック大会若しくは世界選手権大会に選手として出場した者

(3) 優 秀 選 手

当該年度における国際的若しくは全国的大会において優勝若しくは特に優秀な成績をおさめた者又は団体

(4) 優 良 団 体

本市のスポーツの普及振興に功績があり、又は自主的活動によって顕著な功績をおさめた各種団体

第3条 表彰は、毎年1回行う。

第4条 表彰は、表彰状を授与するものとし、記念品を付与することができる。

第5条 被表彰者は、次の各号に定めるものが推薦するものとする。

(1) 各種団体

(2) 財団の理事及び事務局

第6条 被表彰者の選考は、財団表彰審査委員会において行う。又委員会の委員は財団理事長が委嘱する者（11名以内）をもって構成する。

第7条 この規程に定めるほか表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成元年8月20日から施行する。

この規程は、平成7年1月12日一部改正

この規程は、平成12年5月31日一部改正

この規程は、平成19年7月2日一部改正

この規程は、平成20年6月25日一部改正。

この規程は、平成23年6月1日一部改正

この規程は、平成26年11月28日一部改正

この規程は、平成28年12月28日一部改正

(表彰規程第7条関係)

## 公益財団法人津山スポーツ振興財団表彰規程施行要領

この施行要領は、公益財団法人津山スポーツ振興財団表彰規程（以下「規程」という。）第7条に基づき、津山スポーツ賞の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 1. (範囲・名称)

- (1) この表彰の対象は、津山市民、津山市内に勤務又は通学する者及び各種団体に所属するものとする。
- (2) この賞の受賞は、原則として1回限りとする。ただし、栄誉選手及び優秀選手については、受賞回数の制限をしない。
- (3) この賞の名称は「津山スポーツ賞」とする。

### 2. (対象となる表彰の目安)

#### (1) 功労者

##### ①役員功労

ア「役員」とは、会長・副会長・理事・監事・顧問・審判員など各種団体の役員として、役員表に記載されているものをいう。

イ「長年にわたり」とは、30年を目安とする。

ウスポーツ振興の功績は、具体的に明示すること。

##### ②優秀選手の育成指導

ア個人の選手育成の場合

\* 中国地区大会で、優勝した選手を育てた指導者

\* 全国大会で、3位以内の選手を育てた指導者

イ団体競技の場合

\* 中国地区大会で、3位以内のチーム・団体を育てた指導者

\* 全国大会で、入賞のチーム・団体を育てた指導者

ウ個人・団体ともに、2年連続で岡山県大会で優勝又は準優勝の選手・チーム・団体を育てた指導者

##### ③その他特に体育・スポーツの振興に功績のあったもの

\* 推薦・申請のあった時点で、内容を検討する。

#### (2) 栄誉選手

①当該年度にオリンピック大会若しくはパラリンピック大会に選手として出場した個人

②当該年度に世界選手権大会に選手として出場した個人

#### (3) 優秀選手

①国際的大会において優秀な成績をおさめた個人又はチーム・団体

②全国大会において特に優秀な成績をおさめた個人又はチーム・団体

#### (4) 優良団体

①スポーツ少年団活動で特に活動優秀な単位団

②スポーツクラブの活動で顕著な功績をおさめたクラブ

③自主活動で、体育・スポーツの普及振興に顕著な功績をおさめた団体

(5) 特別表彰

(1) (2) (3) (4) の表彰の他に特別賞を設けることが出来る

3. (表彰年度・方法)

年度・方法は次のとおりとする。

(1) 表彰対象期間は、当該年4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 表彰時期は、原則として翌年7月までに行う。

(3) 表彰の場は、それにふさわしい場を設けて行う。(体育協会の総会など)

4. (賞状・記念品)

(1) 賞状・記念品は次のとおりとする。

①表彰状は次の4種及びその特別表彰とする。

ア功労者表彰

イ栄誉選手表彰

ウ優秀選手表彰

エ優良団体表彰

②記念品

ア原則として、功労者表彰、栄誉選手表彰及び優秀選手表彰には、「メダル」を付与する。

イ原則として、優良団体表彰には、「盾」を付与する。

5. (推薦方法)

(1) 被表彰者は、次の各号に定めるものからの推薦による。

ア各種団体、ただし体育協会理事会の了解を得た者

(2) 推薦期間は、当該年度の2月1日から翌年度4月15日までとする。

(3) 推薦書(様式第1号)により申請しなければならない。

6. (表彰者の選考)

(1) 表彰者の選考は、規程第6条の財団表彰審査委員会(津山スポーツ振興財団理事)で行う。

(2) 各年度の表彰者の数は制限しない。

付 則 この運用規定は平成7年1月12日から施行運用する。

この運用規定は平成12年5月31日一部改正

この施行要領は平成19年7月2日一部改正。

この施行要領は平成20年6月25日一部改正。

この施行要領は平成23年6月1日一部改正。

この施行要領は平成28年12月28日一部改正。

## 表彰者（団体）推薦書

公益財団法人津山スポーツ振興財団  
理事長 様

平成 年 月 日

推薦団体名 \_\_\_\_\_

推薦責任者 \_\_\_\_\_ (印)

公益財団法人津山スポーツ振興財団表彰規程に基づき

**功勞者**  
**栄誉選手**  
**優秀選手** を推薦いたします。  
**優良団体**

### 記

フリガナ			生年月日	
氏 名 (団体名)		男	設立年月日	年 月 日
		女	(電話番号)	
現住所(団体の場合は団体所在地又は代表者住所) 〒		勤務先・学校名 (団体の場合は代表者)		
推薦理由 (優秀選手・団体の育成指導者表彰に該当する場合は選手・団体の成績を明記のこと)				
役職名 (役員功勞該当者)		期 間		
		年 月～	年 月	年 箇月
		年 月～	年 月	年 箇月
		年 月～	年 月	年 箇月
		年 月～	年 月	年 箇月
		年 月～	年 月	年 箇月
※競技成績、個人記録等特筆すべき事項				